

# 日本青少年海外研修研究会会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は日本青少年海外研修研究会と称する。

英名はJapan Council for Educational Visits of Youth (略称、J.C.E.)と称する。

### 第2条 (会の構成)

1. 本会は、本会の目的に賛同する教職員、青少年指導団体の指導者及び、青少年の海外研修について指導・助言を与えることができる学識経験者をもって会員とする。
2. 登録会員については、別に定める。

### 第3条 (事務所)

1. 本会の目的を達するため会則第5条4項に定める協力団体を、当面(株)ユナイテッドツアーズ ACOSTA海外留学情報センター(以下ACOSTA海外留学情報センターとする)とする。
2. 本会の事務所をACOSTA海外留学情報センターに置く。  
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6  
紀尾井町パークビル2F TEL03-5214-0567

## 第2章 目的及び事業

### 第4条 (目的)

本会は、青少年が海外研修旅行を通じて、多様な文化や生活に接し、知見を広め、教養を深めるとともに、国際理解の態度を身につけ、もって時代を担う有為の資質を養うために、そのあり方を研究・開発するとともに、その啓発を行う。

### 第5条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 青少年の海外研修のあり方に付いて研究し、その発表会を年1回以上開催する。
2. 青少年の海外研修旅行を質的に充実・向上させるために、どのような研修システムを設定することが教育的に望ましいかを調査・研究する。
3. 本会が指導又は後援する青少年海外研修旅行の引率者を、主として現職教員の中から選考又は推薦する。
4. 青少年の海外研修旅行を含めた国際交流に際し、必要により他の団体と協力する。
5. 海外から訪日する青少年の受け入れを推進するための調査・研究及び受け入れのための企画をする。
6. 青少年の海外研修旅行に関する研究論文や報告書の募集を行い優秀なものを表彰する。
7. 会報・機関紙などの発行を行う。
8. その他本会の目的達成に必要な事業。

### 第6条 (研修・研究)

1. 前条2項により、本会はForeign Educational Visit Program (以下、FEVプログラム)の企画及び運営を行う。
2. 本会は、FEVプログラム参加者及びグループリーダー(引率者)に、次の研修会を行う。

- ① グループリーダー研修会
  - ② 海外研修に参加する青少年及び父母に対し、研修内容の説明及びオリエンテーション
  - ③ グループリーダー反省会
  - ④ FEV プログラムは理事会にて決定し、研修会の講師は名誉会長、理事、運営委員及び顧問があたる。事務局長はACOSTA 海外留学情報センター又はその他の団体に講師を委嘱することができる。
3. FEVプログラムを発展拡大するための上記以外の研修会及び研究を行う。

### 第3章 役員並びに事務局

#### 第7条（役員）

本会の会員の中から3名以上、9名以下の理事を持って役員とする。また理事の互選により次の役員を置く。

- 会長 1名
- 事務局長 1名

#### 第8条（役員の職務）

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 事務局長は、事務を司る。理事の中から選任する。
3. 理事は、会務の執行を図る。

#### 第9条（理事）

理事は現職とする。会長はこの限りではない。

#### 第10条（顧問）

1. 本会の事業を推進する上で必要と認められる場合、若干名の顧問を置くことができる。顧問は青少年の海外研修について指導・助言を与えることができる学職経験者とする。
2. 顧問の任期については第12条を適用する。

#### 第11条（名誉会長）

1. 本会の事業を推進する上で必要と認められる場合、1名の名誉会長を置くことができる。名誉会長は長年に渡り、日本青少年海外研修研究会の発展に貢献した者で会長職を経験し、青少年の海外研修について指導・助言を与えることができる学識経験者とする。

#### 第12条（任期）

1. 本会の役員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員によって専任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

#### 第13条（運営委員）

1. 運営委員は、理事の補佐をする。
2. 運営委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

#### 第14条（事務局）

本会の事務をつかさどるため、ACOSTA 海外留学情報センターは日本青少年海外研修研究会担当の事務職員を置く。

## 第4章 会議

### 第15条（総会）

会長は年度の初めに総会を招集し、会の重要事項について審議決定する。必要あるときは臨時に総会を招集することができる。総会の議長は会長が務める。

### 第16条（理事会）

1. 理事会は、理事および顧問をもって構成する。
2. 理事会は、年間計画に基づいて会長が招集する。又、理事の発議により会長に招集を要請することができる。
3. 会長は、必要に応じて理事以外の者を理事会に招集する事ができる。
4. 理事会の開催通知は、事務局長が行う。
5. 議事進行は、事務局長又は事務局長が指名するものが行う。
6. 事務局長は、必要に応じてACOSTA海外留学情報センターの職員を出席させることができる。
7. 事務局長は、事務の一部をACOSTA海外留学情報センターの職員に委嘱することができる。

### 第17条（理事会の定足数等）

1. 理事会は理事の現在数の半数以上の者が出席した場合に議決することができる。なお、欠席者が当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。
2. 理事会の議決は、ほかに定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

## 第5章 その他

### 第18条（渉外）

ACOSTA海外留学情報センター又は、会則第7条4項に定めるその他の協力団体との渉外は事務局長が行う。

### 第19条（入会等）

1. 理事は、会員の維持・拡大に努めると共に、ACOSTA海外留学情報センターが推薦する新規会員の入会を審査する。
2. FEVプログラムのグループリーダーとして引率を行った会員は、プログラム終了後は登録会員とする。

### 第20条（経費）

本会の以下の経費はACOSTA海外留学情報センターが負担する。

1. 運営委員会開催に関する全ての経費
2. 第6条に定める研修会に関するすべての経費
3. 研究会・発表会に関するすべての経費
4. 運営委員会にて決定された調査・研究に関するすべての経費
5. 当会が委嘱したグループリーダーに対する研究委託費
6. 当会が発行する印刷物に関するすべての経費

## 第21条 (改正)

この会則は理事会の決議によって改正することができる。

## 第22条 (施行)

この会則は昭和52年4月1日から実施する。

平成6年4月28日改正

平成 24 年 5 月 26 日改正

平成 28 年 12 月 10 日改正

令和 2 年 2 月 1 日改正